

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

また、サプライチェーンのうち、特に、当社事業と密接な関係にある業務委託先との良好な関係の構築に向けて「協力会社社員との接し方ガイドライン」を策定・周知徹底しています。

2. 「振興基準」の遵守

委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組めます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、中小受託事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、中小受託事業者における労働条件の改善が可能となるよう、中小受託事業者の事情を考慮し十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、委託事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 手形などの支払条件

中小受託事業者との取引に対する製造委託等代金は、全額現金で支払います。

③ 知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」を踏まえて取引を行い、優越的な地位の濫用に該当するなど法令に反するような秘密保持契約の締結、ノウハウの開示の強制や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、中小受託事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、中小受託事業者に取り引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

2022 年 3 月 25 日
(2025 年 11 月 14 日更新)

J F E システムズ株式会社
企 業 名

代表取締役社長 大木 哲夫
役職・氏名（代表権を有する者）